

第 10 条 （公正中立義務）

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりである。

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・ 訪問介護 42% ・ 通所介護 40% ・ 地域密着型通所介護 23% ・ 福祉用具貸与 61%
- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	静岡市社会福祉協議会蒲原 66%	静岡市社会福祉協議会由比 31%	グランツ 10%
通所介護	アブレイズ 56%	浜石の郷デイサービス 22%	デイサービスすこやか 14%
地域密着型通所介護	好日の園 71%	ほっとケア 15%	せらびす 10%
福祉用具貸与	ベルメディカル 31%	フロンティア静岡 31%	イノベーション 14%